

琉球古典音楽 野村流音楽協会 組踊及び舞踊地謡研修部規程

1. 名 称

琉球古典音楽 野村流音楽協会 組踊及び舞踊地謡研修部と称する。

2. 目 的

会則第5条の規程に基づき、組踊及び舞踊地謡並びに伴奏者の育成強化をはかることを目的とする。

3. 組織及び運営

研修部の組織及び運営については次のとおりとする。

(1) 各研修部に次の役員をおく。

イ、部長	1名
ロ、副部長	1名
ハ、書記	1名
ニ、会計	1名
ホ、幹事	若干名

(2) 役員は部員の中から互選し任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

(3) 研修に必要な指導助言者若干名を委嘱する。

(4) 第(1)号の役員は、幹事会を構成し部の運営にあたる。

(5) 各部の部員数は三線40名、箏10名、その他器楽若干名を限度とする。

4. 部員の資格条件

部員の資格条件は次の通りとする。

(1) 入部資格は教師以上の資格を有し、舞踊研修部員は満55歳、組踊研修部員は満60歳までの者とする。ただし、年齢の達する基準日は、申請書を提出する年の4月1日とする。

(2) 音声良好にして歌唱力を有し、地謡活動に積極的で、かつ、謙虚なるもの。

(3) 支部長の推薦を経て本部幹事会で決める。

(4) 在部年数は両部共5年とする。

(5) 同時に両部の部員となることはできない。

5. 事 業

第2項の目的を達成するため次の事業を行う。

(1) 月例研修会を行う。

(2) 年1回の定期研修発表会を行うことができる。ただし、本会の事業日程に組入れ本会の事業として行う。

(3) 必要に応じ自主公演をすることができる。

6. 伴奏者

- (1) 伴奏者については、所属団体長の推薦を経て、会長の承認を得るものとする。
- (2) 箏伴奏者の在部年数を5年とし、入部年齢は原則として45歳までのものとする。ただし、年齢の達する基準日は、申請書を提出する年の4月1日とする。

7. その他研修活動に必要な事項については、そのつど会長と協議する。

8. 部員の義務

- (1) 部員は積極的に研修会に参加しなければならない。
- (2) 部員は、無断で連続3回以上欠席した場合及び年間出席率50%に達しないものは自動的に部員の資格を失う。

9. 修了者の義務

修了者は、研修部の必要に応じ協力しなければならない。

- (1) 修了者は、研修部において得た技能を支部の要求に応じ協力しなければならない。

附 則

- (1) この規程は昭和60年4月1日より実施する。
- (2) この規程は平成2年4月28日に一部改正し、当日施行する。
- (3) この規程は平成9年12月30日に一部改正し、当日施行する。
- (4) この規程は平成21年5月17日に一部改正し、当日施行する。
(注・本規程は縦書きであるが資料の体裁上横書きにした。)
- (5) この規程は平成27年5月17日に一部改正し、当日施行する。